



埼玉県報

第 2860 号
平成 28 年(2016 年)
12 月 20 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）

管理規程

- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 産業用 X 線 CT 装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託に関する落札者等の公示（教委・総務課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（川越建築安全センター）

平成 28 年(2016 年)12 月 20 日

○ 埼玉県立小児医療センターの駐車場料金収納事務委託（経営管理課）

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十七号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）」を「^第第四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）」に改める。

第四款の四 発達障害総合支援センター（第五十条の八・第五十条の九）」

第四款の三 防災航空センター（第五十条の五―第五十条の七）に改める。
第四款の四 発達障害総合支援センター（第五十条の八・第五十条の九）」
第八条福祉政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条障害者福祉推進課の項第十二号中「総合リハビリテーションセンター」を「発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 発達障害者支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関するすること。

第四十五条の三第二項の表埼玉県パスポートセンター熊谷支所の項を削る。

第三章第二節第四款の三の次に次の一款を加える。

第四款の四 発達障害総合支援センター

（設置、名称及び位置）

第五十条の八 発達障害者の支援等に関する事務を処理させるため、発達障害総合支援センターを置く。

2 発達障害総合支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県発達障害総合支援センター		さい	いたま市

（事務）

第五十条の九 埼玉県発達障害総合支援センターにおいては、発達障害者支援法に基づく事務（他の機関において所掌するものを除く。）を所掌する。

第八十八条第三項の表計画調整課、福祉政策課及び保健医療政策課の項中「福祉政策課」を削り、同表福祉政策課の項を削る。

第九十二条第三項の表児童相談所、保健所及び埼玉県衛生研究所の項中「保健

所」の下に「、埼玉県発達障害総合支援センター」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「管理規程第二号」の下に「。以下「組織規程」という。」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 診療所 組織規程に基づく岩槻診療所をいう。

第四条第一項中「病院」の下に「及び診療所」を加え、第二項の表に次のように加える。

診療所の主幹	金銭の収納 物品の出納及び保管（他の企業出納員のつかさどる事務を除く。）	同
岩槻診療所長	診療用の薬品の出納及び保管	同

第十一条第二項中「第七号」を「第八号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、第三項中「第十一号」を「第十二号」に改め、第四項中「第八号、第九号、第十二号及び第十四号」を「第九号、第十号、第十三号、第十五号及び第十七号」に、「第八号及び第九号」を「第九号、第十号及び第十七号」に改め、第五項中「第十三号」を「第十四号」に改め、「帳簿を」の下に「、診療所の企業出納員は第一項第十四号及び第十七号の帳簿を」を加える。

第二十五条第一項及び第二項中「又は管理部長」を「、管理部長又は主幹」に改め、第一項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場料金その他管理者が指定した収入については、領収書を交付しないものとする。

第二十六条第一項及び第三項中「管理部長」の下に「又は主幹」を加え、第二項中「又は管理部長」を「、管理部長又は主幹」に改める。

第二十七条第三項及び第四項中「管理部長」の下に「又は主幹」を加える。

第七十一条中「おいて同じ。」の下に「及び診療所の企業出納員」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千六百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人道の空路

三 代表者の氏名

杉山 泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市田谷百二十三番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持った人々が地域生活をするために必要と思われる環境を整え、その福祉の向上と自立および自律を促し、かつ、障害に対する社会的理解を促進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
産業用 X 線 C T 装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター
埼玉県川口市上青木 3 丁目 12 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 7 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三益半導体工業株式会社産商事業部埼玉営業所
埼玉県深谷市上柴町西 7 丁目 16 番地 16
- 5 落札金額
78,300,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 5 月 27 日

告 示

埼玉県告示第千六百二十三号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百二十四号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百二十五号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年七月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百五十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年十二月二日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武ストア北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年十一月三十日

告 示

埼玉県告示第千六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇〇台

ハ 変更年月日

平成二十九年八月八日

二 届出年月日

平成二十八年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十一者

（変更後）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十八年三月六日

ニ 届出年月日

平成二十八年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口店

埼玉県川口市飯塚二丁目一番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）オーケー株式会社 代表取締役 飯田勸

東京都大田区仲六郷二丁目四十三―二

（変更後）オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 変更年月日

平成二十八年九月十九日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォーシーズンビル（オーケー川口末広店）

埼玉県川口市末広二丁目十七番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）オーケー株式会社 代表取締役 飯田勸

東京都大田区仲六郷二丁目四十三―二

（変更後）オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 変更年月日

平成二十八年九月十九日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千六百三十二号

東松山市から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百三十三号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百三十四号

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部総務課情報企画・行政監察担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月12日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

103,939,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月30日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市上福岡二丁目一五〇九番一地 先から同市上福岡二丁目一五〇九番二地先 まで
供用開始の期日	平成二十八年十二月二十日
備 考	平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 十三号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長三四・〇〇メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>先まで 松山字仲田町八四七番一 地</p>	<p>東松山市大字松山字藤曲九 三五番八地先から同市大字</p>	<p>区 間</p>
<p>二二二・六九〇 三四・四五</p>	<p>二二二・六九〇 三〇・七六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二九六・五四メートル</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>東松山市藤曲地区区画 整理事業による拡幅</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	四百七号
供用開始の区間	東松山市大字松山字藤曲九三 五番八地先から同市大字松山 字仲田町八四七番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年十二月二十日
備考	平成二十八年十二月二十日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第十九号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長二九六・ 五四メートル。

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	一般国道百四十号
供用開始の区間	秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地 先から同市荒川贄川字下反三七一番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限ります。）
供用開始の期日	平成二十八年十二月二十一日
備考	平成二十五年一月二十五日付 け埼玉県秩父県土整備事務所 長告示第四号及び平成二十八 年六月十日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の新B の一部供用開始である。 延長二九七・九〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十一月十五日

指令川建セ第二八〇〇二二一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月十五日

川建セ第二八〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目一番一、一番二、一番三、一番十八、一番十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市吉川一丁目二十九番地二十三

松田 千春

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年十月十五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市大字高坂七百七十番一先から 埼玉県東松山市大字高坂七百三十二番一先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂七百六十一番二先から 埼玉県東松山市大字高坂七百六十一番四先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂七百六十一番三先から 埼玉県東松山市大字高坂七百八十五番二先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂七百八十六番三先から 埼玉県東松山市大字高坂七百七十五番七先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂七百八十四番一先から 埼玉県東松山市大字高坂七百八十二番八先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百二・八三メートル</p> <p>七十・〇一メートル</p> <p>二十七・六一メートル</p> <p>百三十七・五六メートル</p> <p>百五十四・一四メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>十六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市大字高坂八百三十一番一先から埼玉県東松山市大字高坂七百八十二番七先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百五十八番一先から埼玉県東松山市大字高坂七百九十七番二先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百五十九番一先から埼玉県東松山市大字高坂八百九十九番三先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百六十番一先から埼玉県東松山市大字高坂九百番十六先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百五番三先から埼玉県東松山市大字高坂千四百十六番二先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十七・〇一メートル</p> <p>百七十・三〇メートル</p> <p>八十七・二五メートル</p> <p>八十五・三七メートル</p> <p>百二十五・二七メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市大字高坂八百九十六番一先から埼玉県東松山市大字高坂八百三番先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三百八十二番四先から埼玉県東松山市大字高坂八百九十六番一先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三百七十二番三先から埼玉県東松山市大字高坂千三百五十一番七先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百六十二番一先から埼玉県東松山市大字高坂九百四十七番五先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂九百四十九番三先から埼玉県東松山市大字高坂八百九十二番二先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百二十一・二四メートル</p> <p>二百七十・一六メートル</p> <p>八十四・七六メートル</p> <p>百四・五三メートル</p> <p>七十九・五五メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県東松山市大字高坂千三百五十一番七先から埼玉県東松山市大字高坂九百五十番一先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三百三十三番八先から埼玉県東松山市大字高坂千三百五十一番七先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三百三十二番四先から埼玉県東松山市大字高坂千三百三十七番三先まで</p> <p>埼玉県東松山市大字高坂千三百三十三番八先から埼玉県東松山市大字高坂千三百三十九番四先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百四十九・六四メートル</p> <p>五十六・二〇メートル</p> <p>二十四・〇〇メートル</p> <p>五十・〇〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>八十・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月三十日

指令川建セ第二八〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月十六日

川建セ第二八〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字天ヤヲネ九十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字的場二千三百九十一番地十五

松尾 敬介

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第一〇一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十八年十 二月十六日	指定の年月日
埼玉県比企郡小川町大字腰越字堀ノ内四百七十 一番三	指定に係る道路の位置
十八・〇一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告示

埼玉県病院事業告示第八十号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、駐車場料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号 タイムズ24 株式会社 代表取締役 西川 光一	平成二十八年九月一日から平成二十九年十二月三十一日まで